

「日本型教育の海外展開推進事業

(EDU-Port ニッポン) トピックセミナー

我が国における教員研修について

令和元年9月26日

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課 課長補佐 赤間 圭祐

教師の資質能力向上に関する基礎資料

教師の資質能力向上のための基本的な枠組み

養成・採用・研修等を通じた教師の資質能力向上

●大学における養成が原則

- ・教職課程の認定を受けた学科等において、教科及び教職に関する科目等を修得することにより、採用当初から学級や教科を担当し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成

●教職大学院の設置

- ・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う



- 都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施

●多面的な人物評価の一層の推進

- ・面接試験・実技試験の重視
- ・様々な社会経験等の評価

●都道府県教育委員会等における研修

- ・初任者研修、中堅教諭等資質向上研修 等

●国(教職員支援機構)における研修

- ・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校運営研修
- ・喫緊の重要課題研修 等

適切な人事管理

- 指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用

- 教員評価システム
- 優秀教員表彰

免許更新制

- 定期的に最新の知識技能を身につけることで教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的

- 免許状に10年の有効期間を定める

我が国の教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出**をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。

（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

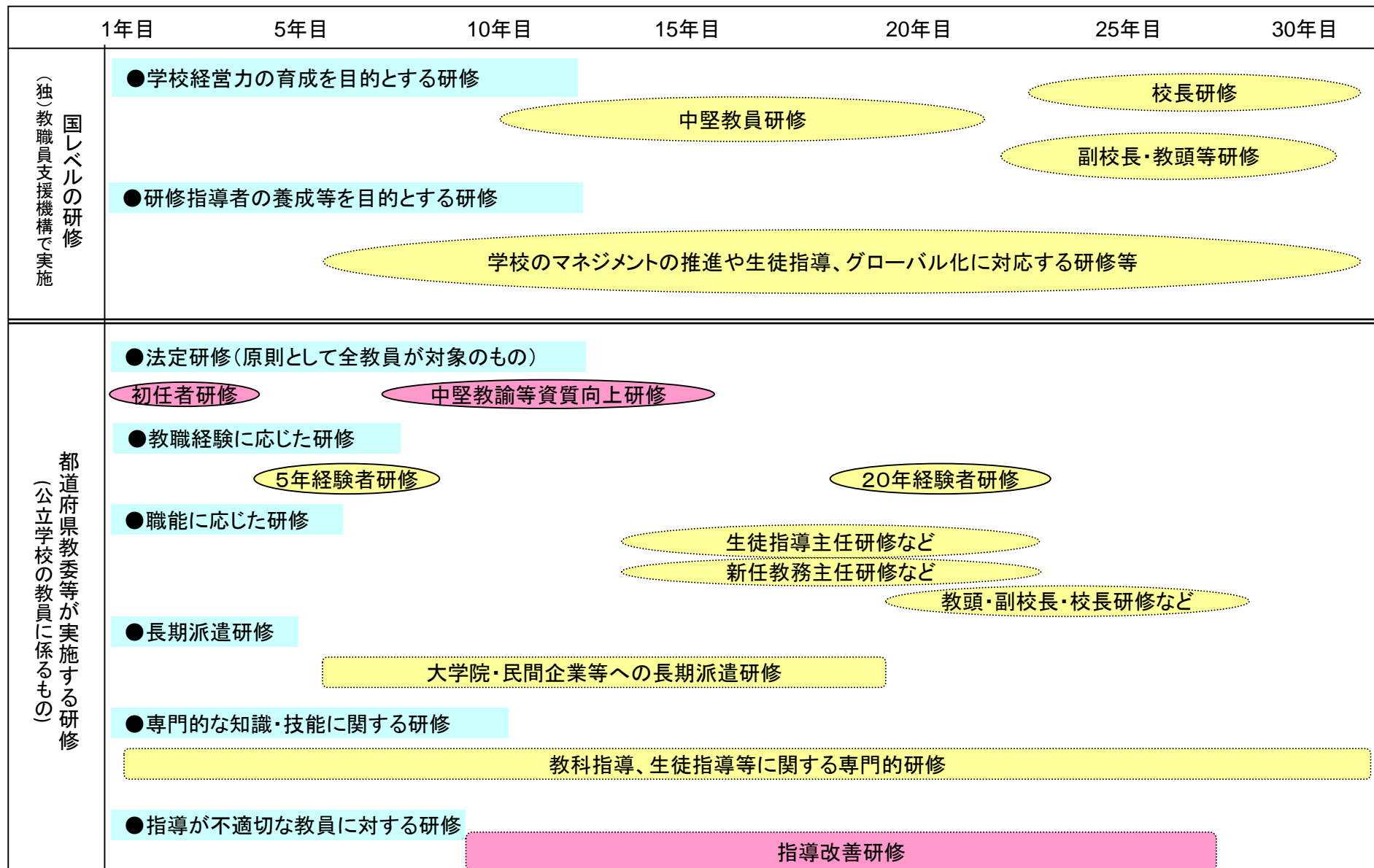
2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

3. 現状

- ① 設置大学数【平成30年度】：54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 教員就職率（※）【平成29年3月卒業者】：91.7%
（参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率：67.5%
国立教員養成系修士課程の修了者の教員就職率：54.0%
（※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【平成30年度】：97.2%（前年度より0.3%減）
- ④ 志願者数【平成30年度】：1,738人（前年度より6人減）
- ⑤ 入学者数【平成30年度】：1,370人（前年度より28人増）
（現職教員：669人（49%）学部新卒学生等：701人（51%））

教員研修の実施体系



…法律で実施することが定められている研修

教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、第一次安倍内閣の教育再生会議の提言を受けて、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし
 - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年
更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

(1) 開設者

- ・大学
- ・都道府県等の教育委員会 など

例年約9万人が免許状を
更新している

(2) 内容

① 必修領域(6時間)

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

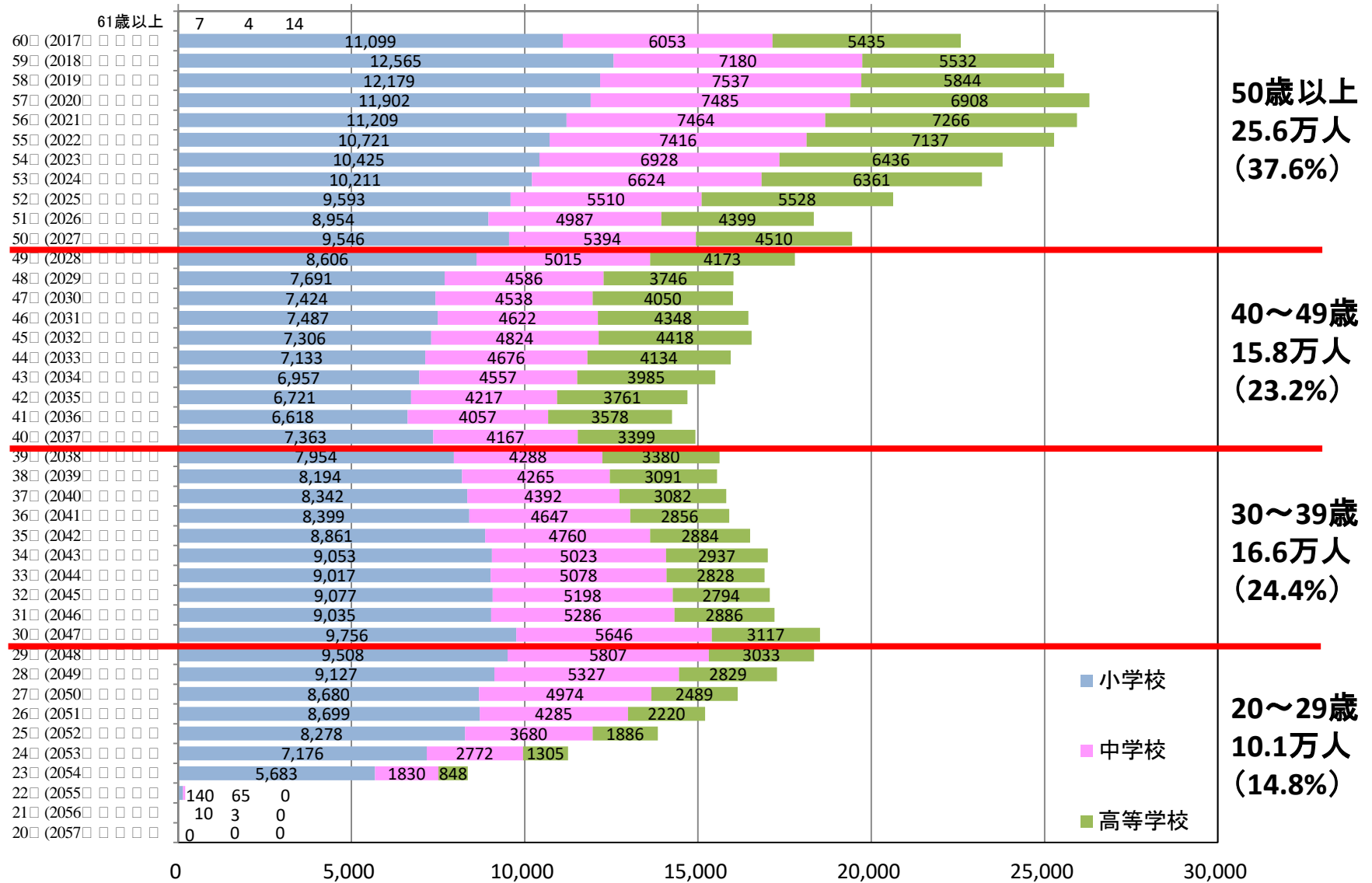
② 選択必修領域(6時間) ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域(18時間)

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

公立学校年齢別教員数(平成29年度)



【小学校】 336,706人 42.6歳 【高校】 149,427人 45.5歳
 【中学校】 195,167人 43.4歳 【合計】 681,300人 43.4歳

※平成29年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))
 ※年齢は、平成29年度末時点

教員免許状の授与件数

(平成29年度)

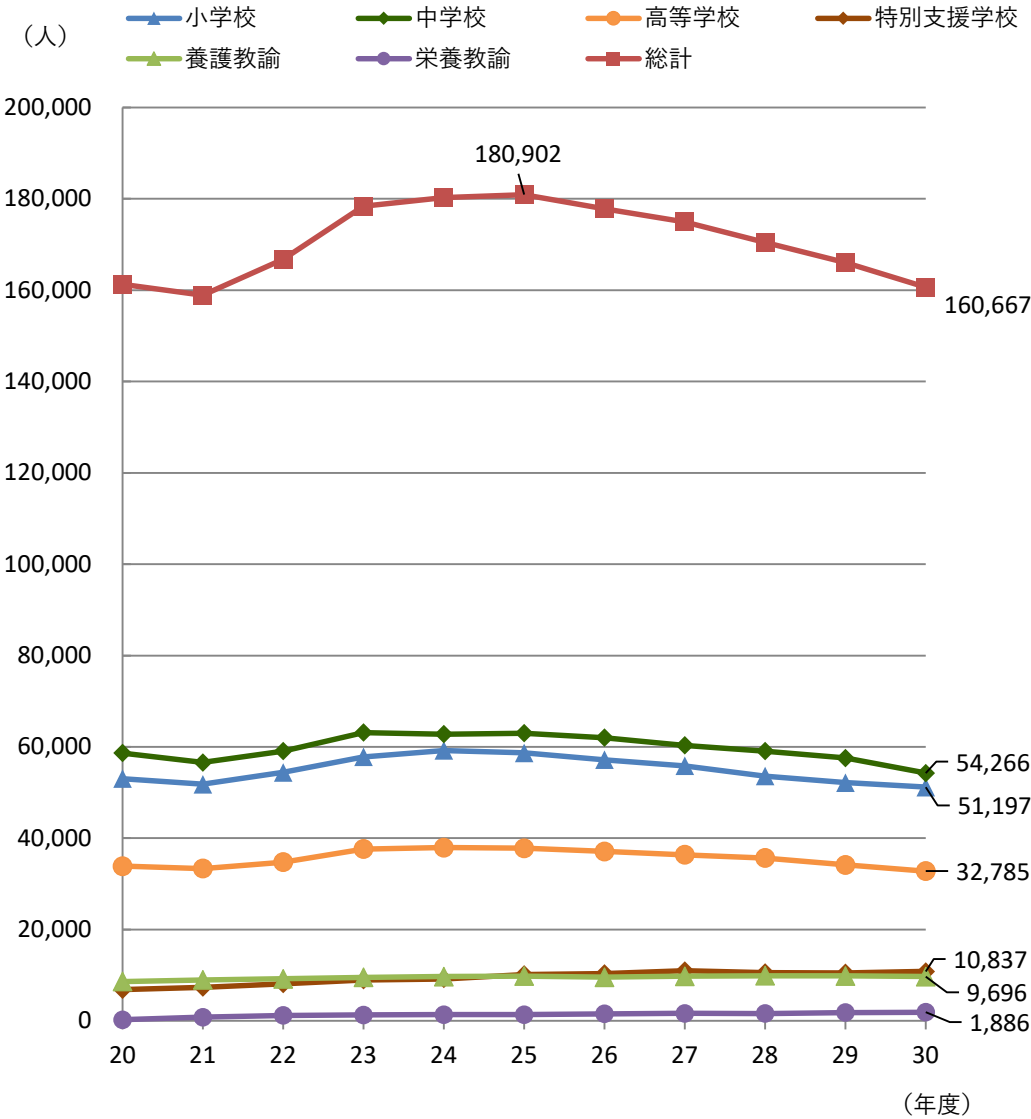
区分	普通免許状				特別 免許状	臨時 免許状	合計
	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状	小 計			
幼稚園	264	18,316	32,312	50,892		208	51,100
小学校	1,701	23,337	3,756	28,794	12	3,426	32,232
中学校	4,740	41,519	2,176	48,435	42	1,895	50,372
高等学校	5,901	54,020		59,921	105	2,289	62,315
特別支援 学校	265	5,023	6,844	12,132		563	12,695
養護教諭	96	2,861	1,096	4,053		113	4,166
栄養教諭	12	1,189	708	1,909			1,909
特別支援学校 自立教科等		44	3	47	10	7	64
合計	12,979	146,309	46,895	206,183	169	8,501	214,853

※平成29年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

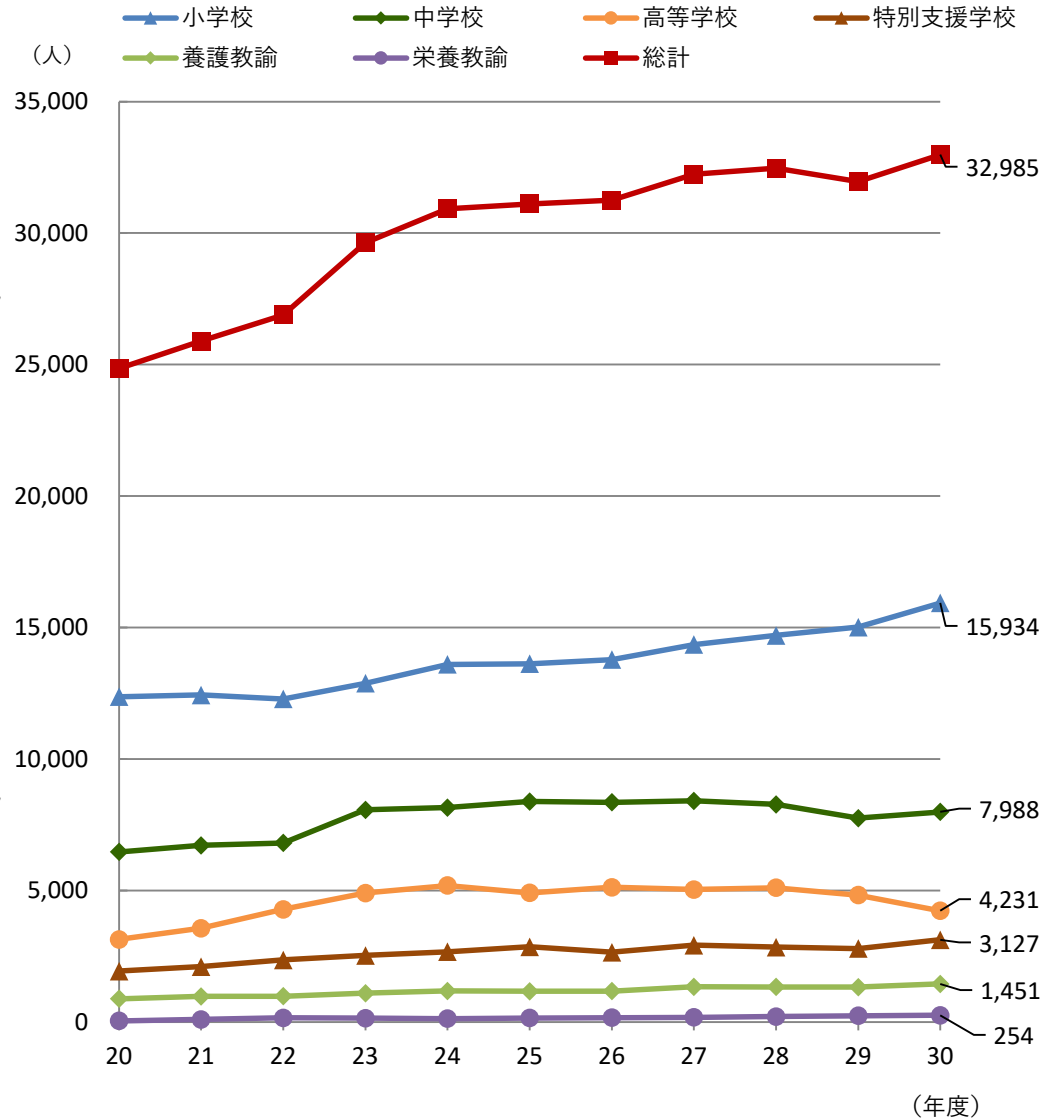
(教育人材政策課調べ)

教員採用試験の受験者と採用者の状況

試験区分別受験者数の推移



試験区分別採用者数の推移



出典：平成30年度公立学校教員採用選考試験の実施状況
 (平成31年4月 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課)

教職員研修の実施状況

初任者研修

初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間(平均) (単位:時間)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
週当たりの指導時間	7.9	7.9	8.1	8.0

初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数(平均) (単位:日)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年間実施日数	18.8	18.8	18.5	18.8

中堅教諭等資質向上研修

中堅教諭等資質向上研修の年間実施日数(平均) (単位:日)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
全体	23.3	23.4	24.1	23.5

教職経験者研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	15年目	20年目
小学校	97	79	25	40	65	9	8	5	16	16
中学校	97	79	27	39	63	8	7	4	17	17
高等学校	56	43	11	16	40	5	4	3	7	2
特別支援学校	52	42	11	22	38	5	4	3	9	3

実施平均日数 (単位:日)

	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	15年目	20年目
小学校	5.5	4.3	3.2	4.6	4.7	3.9	5.8	3.0	2.6	2.7
中学校	5.5	4.2	3.1	4.3	4.7	4.0	6.1	3.0	2.5	2.6
高等学校	5.2	4.2	3.3	4.6	4.9	5.2	8.5	3.3	2.3	1.5
特別支援学校	5.5	4.2	2.9	4.1	5.1	5.0	8.5	3.3	2.0	2.0

職階研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
全体 (115教委)	108 (93.9%)	109 (94.8%)	64 (55.7%)	28 (24.3%)

実施平均日数 (単位:日)

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
全体	4.1	4.3	2.2	1.9

大学院等派遣研修

実施教育委員会数 (単位:教委)

都道府県 (47教委)	47 (100%)
指定都市 (20教委)	20 (100%)

各学校種別の派遣者数 (単位:人)

	派遣人数										
	教諭等								養護 教諭	栄養 教諭	合計
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校				
管理職等	教諭等	管理職等	教諭等	管理職等	教諭等	管理職等	教諭等				
大学院	2	382	1	225	1	121	0	59	12	0	803
教職大学院	2	299	1	170	0	77	0	31	4	0	584
教育学研究科	0	76	0	53	1	37	0	27	8	0	202
その他の研究科	0	7	0	2	0	7	0	1	0	0	17
大学専攻科	0	41	0	9	0	1	0	11	0	0	62
大学	0	76	0	48	0	26	0	15	5	0	170
教員養成系学部	0	46	0	35	0	8	0	7	3	0	99
その他の学部	0	30	0	13	0	18	0	8	2	0	71
合計	2	499	1	282	1	148	0	85	17	0	1,035

以上、平成29年度における教員研修実施状況調査より

(参考)一人当たりの研修時間

(平成28年度)

	小学校	中学校
校内研修	0:13	0:06
校務としての研修	0:13	0:12

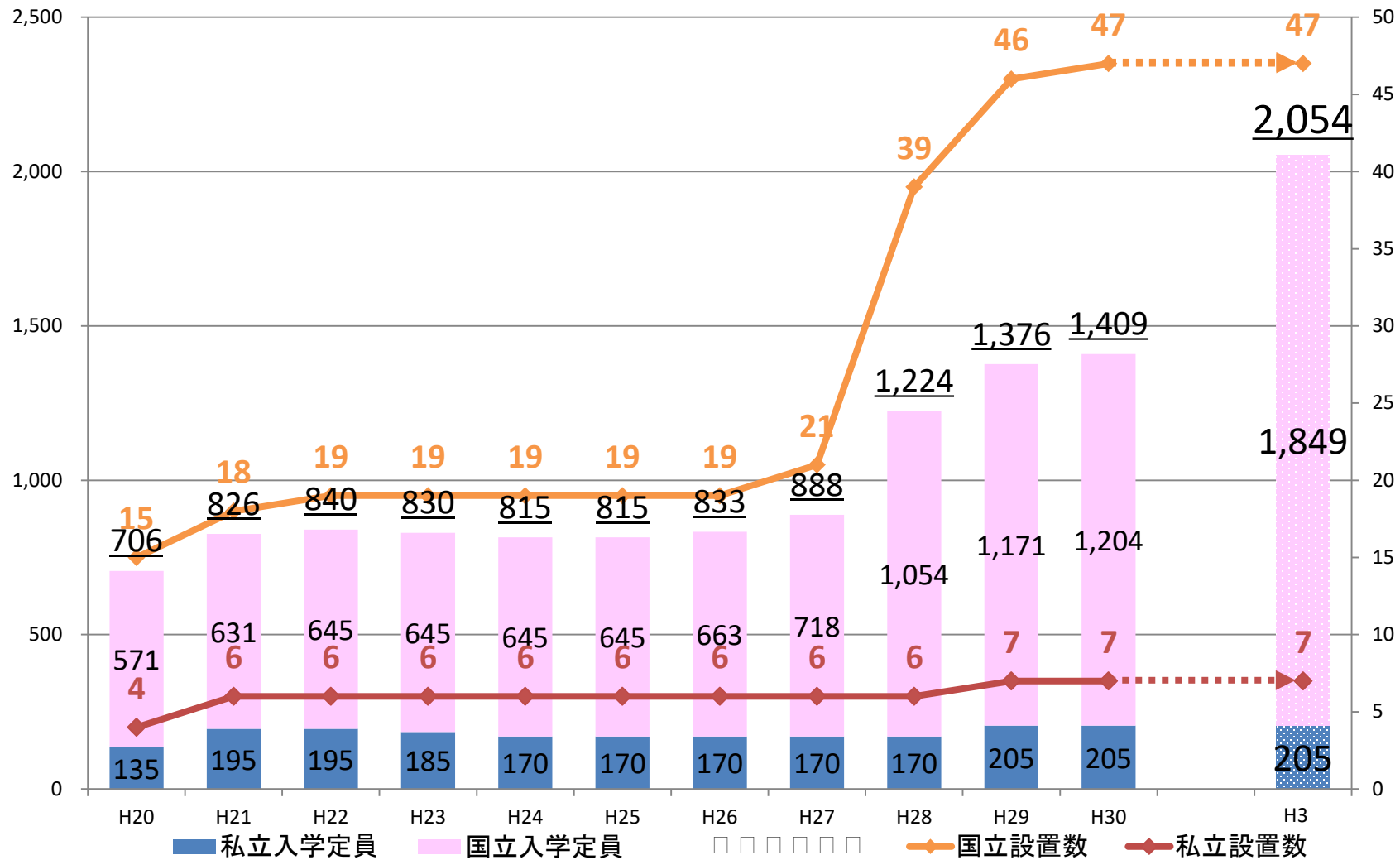
(平成18年度)(夏季休業期) (時間:分)

	小学校	中学校
校内研修	0:33	0:17
校務としての研修	1:12	0:50

※教諭の平日(勤務日)における1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)

教員勤務実態調査より

教職大学院の設置数と入学定員の推移



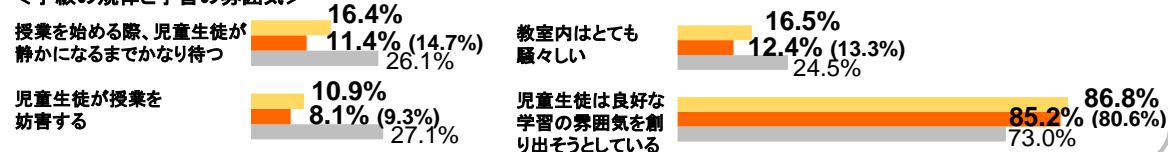
※文部科学省調べ

我が国の教員の現状と課題 - TALIS 2018結果より -

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

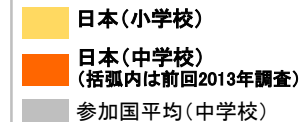
日本の小中学校教員の回答は、**学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。**

<学級の規律と学習の雰囲気>



TALIS 2018

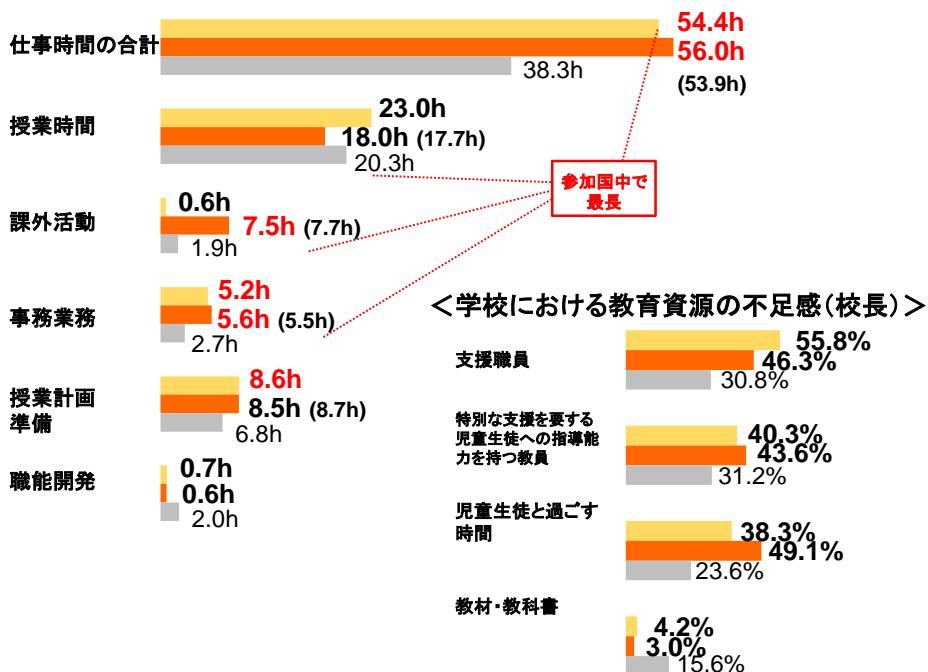
- OECD加盟国等48か国・地域が参加（初等教育は15か国・地域が参加）
- 日本では2018年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施



教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の**1週間当たりの仕事時間は最長**。
- 前回2013年調査と同様に、**中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い**。一方、日本の小中学校教員が**職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短**。
- 質の高い指導を行う上で、**支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足**を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

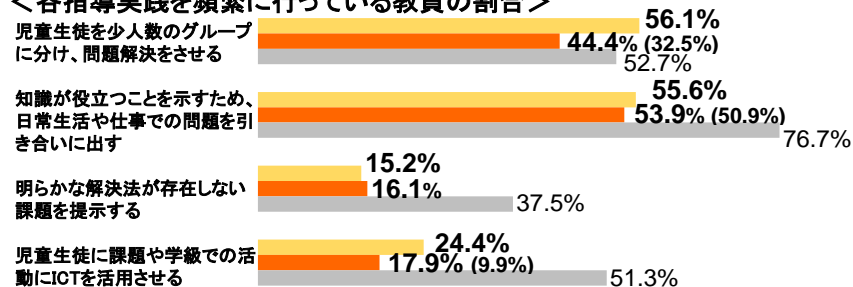
<教員の1週間あたりの仕事時間>



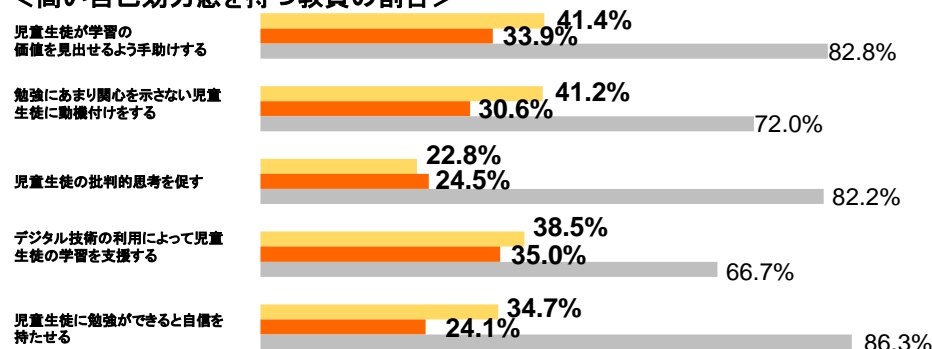
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。**
- 生徒に**ICTを活用**させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は**前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。**
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めること**に対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



<高い自己効力感を持つ教員の割合>



教師の資質能力向上を巡る近年の政策動向

教師の養成・採用・研修を取り巻く環境と課題等

教師を取り巻く環境

- アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や教科等を越えたカリキュラム・マネジメントへの対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡
- 学校教育課題の多様化・複雑化
- 勤務の長時間化

我が国の教師の強み

- 授業研究などを通じ教員が日頃から共に学び合っている
- 校内研修が盛んに行われるなど、研修への参加意欲が高い

主な課題

【研修】

- 多忙で時間確保が困難
- 学び続けるモチベーションを維持できる環境整備

【採用】

- 優秀な教員の確保のための選考方法の工夫
- 採用選考試験への支援

【養成】

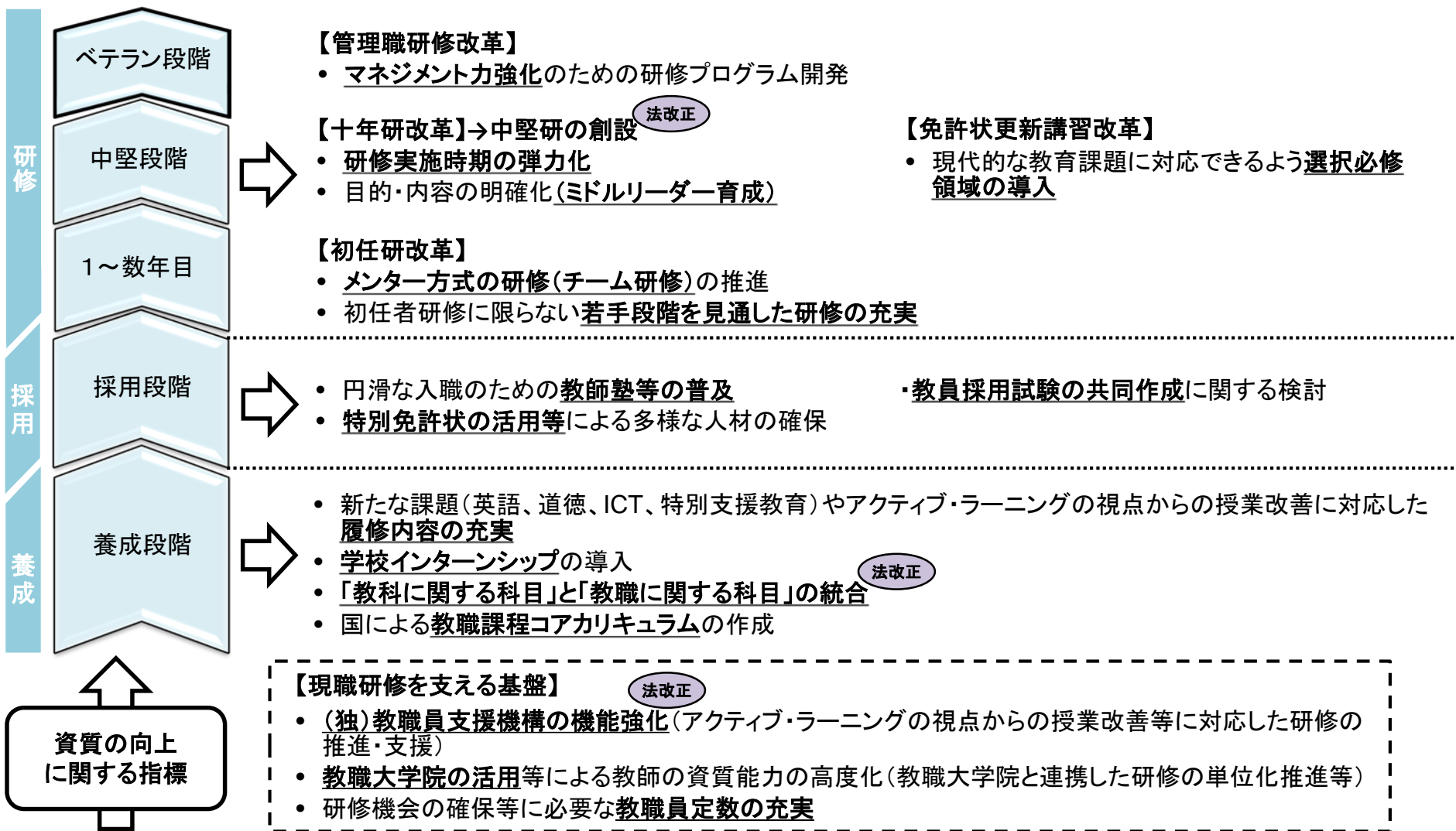
- 新たな課題や教育課程・授業方法の改革に対応した内容の充実
- 学校現場を体験させる機会の充実
- 学校現場の要望への弾力的な対応

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携
- 勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上
- 外部人材の活用

教師の養成・採用・研修の一体的改革

○ 養成・採用・研修を通じた方策



○ 学び続ける教師を支える体制整備 法改正

- ・ 教育委員会と大学等との協議会の組織
- ・ 校長及び教員としての 資質の向上に関する指標、教員研修計画の策定

法改正 ……教育公務員特例法等の一部改正(平成28年11月)による措置事項

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)



提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等**からなる協議の仕組みを整備
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点の整備**などを提言。

1. 教育公務員特例法の一部改正

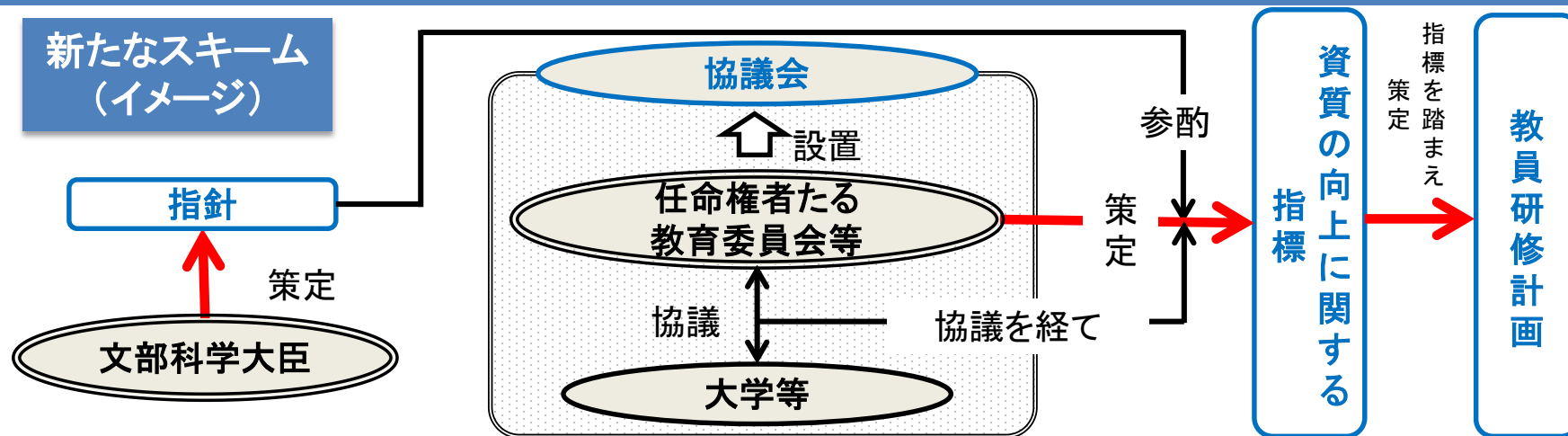
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、教育委員会と関係大学等とで構成する**協議会を組織**し、**指標に関する協議等**を行い、**指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要②



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

資質の向上に関する指標の策定と活用事例

○山形県教員指標(教諭用抜粋)

着任時に求める資質を明確化

成長段階毎の重点項目を明示

領域	能力	山形県教員指標 教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】	項目	着任時の姿	成長段階毎の重点項目を明示				
					始発期	成長期	充実期	組織運営期	
生徒指導力	児童生徒理解力・教育相談力	1	児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2	児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3	一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○				
		4	いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○				
		5	児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○			
		6	児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。				○		
	集団指導力・学級経営力	7	児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。					○	
		8	児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2					
		9	児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○				
		10	学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。			○			
		11	次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			○			
		12	学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。			○			
		13	幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。					○	
基礎的授業力・カリキュラムマネジメント	14	学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。	○3						
	15	学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。		○					
	16	教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。		○					
	17	学習内容の習熟の程度などを踏まえて、個に応じた指導を行うことができる。		○					
	18	学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。			○				
	19	学校の特徴や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○		
	20	学習評価の意義と方法について理解している。							
	21	評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。							
	22	授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。					○		
	23								
指導の積極的改善	24								
	25								
	26								
	27								
	28								
	29								
	30								
	31								
	32								
	33								
教師としての専門性の構築・専門教科の指導力強化	34								
	35								
	36								
	37								
	38								
	39								
	40								
	ICT活用力・情報モラル	41							
		42							
		43							
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
特別支援教育力	51								
	52								
	53								
	54								
	55								
	56								
	57								
	58								
	59								
	60								

「研修キャリアアップシート」を全教員に配布
個々人の研修計画立案等に活用

山形県教員「指標」『研修 キャリアアップシート』

氏名

領域	能力	山形県教員指標 教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】	項目	着任時の姿	成長段階毎の重点項目を明示				自己評価	重点項目(個人)	研修履歴
					始発期	成長期	充実期	組織運営期			
生徒指導力	児童生徒理解力・教育相談力	1	児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1							
		2	児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○						
		3	一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○						
		4	いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○						
		5	児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○					
		6	児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。				○				
		7	児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。					○			
		8	児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2							
		9	児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○						
		10	学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。			○					

教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

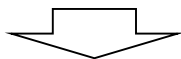
大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

■教職課程の科目区分の大括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

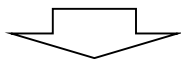
教育職員免許法の改正
(平成28年11月)

■教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大きくり化



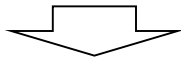
教育職員免許法施行規則の改正
(平成29年11月)

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、
教職課程の内容を充実



教職課程コアカリキュラム
外国語(英語)コアカリキュラムの作成
(平成29年11月)

■全国大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
■英語については特に指導法、専門科目についても作成



全大学の教職課程の審査・認定
(平成30年度)

■改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取組が実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教職課程に新たに加えた内容の例

・小学校の外国語(英語)教育 ・ICTを用いた指導法 ・特別支援教育の充実
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校と地域との連携
・チーム学校への対応 ・道徳教育の充実 ・学校体験活動 等

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の
合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教職課程の開始

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

4. これからの時代に合った教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方